

平成 18 年 9 月 1 日  
保健福祉局長決定

## 京都市地域密着型施設整備費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、診療所、病院の開設者（以下「法人等」という。）が、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業を行うことを目的とする拠点施設を整備する事業に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるものほか、必要な事項を定めるものである。

### (補助対象事業)

第2条 補助の対象とする事業（以下「事業」という。）は、法人等が京都市内で行う次の各号に掲げる施設の新築又は既存建物からの改修による施設整備事業とする。

- (1) 地域密着型（定員29名以下）の特別養護老人ホーム及び併設されているショートステイ用居室
- (2) 小規模（定員29名以下）の特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス
- (3) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (4) 認知症高齢者グループホーム
- (5) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

### (補助対象経費)

第3条 施設整備事業の補助対象とする経費は、事業に要する工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に関する費用であつて旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は施設整備事業ごとに別表に定める補助基本額と前条に規定する補助対象経費を比較して、少ない方の額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (交付の申請)

第5条 条例第9条の規定による申請は、事業の着手前に地域密着型施設整備費補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 事業計画（第2号様式）

- (2) 建物の平面図及び立面図
- (3) 施設面積表
- (4) 設計監理業務委託契約書の写し
- (5) 工事請負契約書及び工事費見積書（費目別内訳書を含む）の写し
- (6) 収支予算書
- (7) 法人等の定款、寄付行為又は約款（ただし、申請者が個人事業主である場合を除く。）
- (8) その他参考となる書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合に限り、事業を行う法人等は交付決定前着手届（第3号様式）により市長に届け出たうえで、第6条による決定前に事業に着手することができる。この場合において、条例第9条の規定による申請は、前項に規定された申請書及び添付書類により、市長が別に指示する日までに行わなければならない。

3 事業を行う法人等は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### （標準処理期間）

第6条 市長は、条例第9条による申請が到達してから30日以内に条例第10条各項の決定を行い、その旨を文書（第4号様式）により申請者に通知する。

#### （補助金の交付）

第7条 補助金は工事竣工後、実地検査のうえ、市長が適当と認めた場合に限り交付する。ただし、必要と認めたときは、工事の着手前に補助金交付額の3割以内を交付し、又は工事の出来高に応じ、交付することがある。

#### （届出）

第8条 事業を行う法人等が工事に着手したとき及び工事を完了したときは、遅滞なくその旨を市長に届けなければならない。

#### （交付の条件）

第9条 法人等が補助金の交付を受ける場合には、次の各号の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容のうち、次の各号に掲げる事項を変更しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
  - ア 建物の設置場所
  - イ 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
  - ウ 建物等の用途

- (2) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (4) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (5) この補助金と重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (7) 市長の承認を受けて財産を処分する場合は、「厚生労働省所管一般会計補助金に係る財産処分承認基準」が定める財産処分納付金の額を直ちに返還すること。
- (8) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を本市に納付させことがある。

#### (変更等の承認の申請)

第10条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長の承認の申請は、「京都市地域密着型施設整備費補助金変更承認申請書（第5号様式）」によって行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象事業に変更がなくかつ以下のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 交付予定額の変更を伴わない事業計画の変更
- (2) 補助基準額の変更に伴う交付予定額の変更

#### (事業完了の届出)

第11条 条例第18条の規定による実績報告は、事業が完了した日の翌日から起算して60日を経過した日又は事業が完了した年度の3月31日のいずれか早い期日までに事業実績報告書（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、行わなければならない。

- (1) 事業報告（第7号様式）
- (2) 建物の平面図及び立面図
- (3) 各室面積表
- (4) 設計監理業務委託契約書の写し
- (5) 工事請負契約書の写し
- (6) 収支決算書
- (7) 工事完了を確認するに足る各種検査済証等の写し
- (8) 建物内外主要部分の写真

(9) その他、参考となる書類

- 2 前項の規定にかかわらず、第5条第2項に基づく事前着手を届け出た法人等が、第6条に基づく市長の通知日以前に事業を完了した場合は、当該通知後60日以内に前項に規定された報告書及び添付書類により、条例第18条の規定に基づく申請を行わなければならない。
- 3 事業を行う法人等は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第12条 条例第19条の規定による交付決定は、報告書が到着してから30日以内に行い、その旨を文書（第8号様式）により申請者に通知する。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第13条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第9号様式）により市長に報告しなければならない。
- 2 市長は、前項の報告があった場合、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

(補則)

第14条 この要綱に規定するもののほか、地域密着型施設の整備補助に関し必要な事項は、所管部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年1月12日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定については、当面の間、設備整備事業のみを実施するものについても、補助の対象とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年1月14日から施行し、平成21年5月29日から適用する。

(有効期限)

2 この要綱による改正後の京都市地域密着型施設整備費補助金交付要綱第4条に定める別

表（以下「別表」という。）の規定は、認知症高齢者グループホームを除いて平成24年3月31日限りとし、失効の日以後は、従前の例による。

3 認知症高齢者グループホームの補助基準額は、1施設あたり15,000,000円とする。ただし平成24年3月31日までに補助金の交付決定を受けた事業については、1施設当たり26,250,000円とする。

4 この別表の失効の日以前に補助金の交付決定を受けた事業について、この別表の規定は、前項の規定にかかわらず、この別表の失効の日以後もなおその効力を有する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱による改正後の京都市地域密着型施設整備費補助金交付要綱第4条に定める別表の規定は、平成23年3月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成23年5月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成24年5月9日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱及びこの要綱による改正後の京都市地域密着型施設整備費補助金交付要綱第4条に定める別表の規定は、平成25年1月4日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱及びこの要綱による改正後の京都市地域密着型施設整備費補助金交付要綱第4条に定める別表の規定は、平成26年6月26日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱及びこの要綱による改正後の京都市地域密着型施設整備費補助金交付要綱第4条に定める別表の規定は、平成27年8月12日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱及びこの要綱による改正後の京都市地域密着型施設整備費補助金交付要綱第4条に定める別表の規定は、平成29年1月4日から施行し、平成28年4月1日から適用す

る。

#### 附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この改正後の京都市地域密着型施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日以後の申請に係る事業に対する補助金について適用し、同日前の申請に係る事業に対する補助金については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この改正後の京都市地域密着型施設整備費補助金交付要綱の規定は、令和元年10月1日以降に完了した事業に対する補助金について適用し、同日前に完了した事業に対する補助金については、なお従前の例による。

別表

施設種別	補助基本額
地域密着型の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	1床当たり， 448万円
小規模のケアハウス	1床当たり， 448万円
小規模多機能型居宅介護事業所	1施設当たり， 3, 360万円
認知症高齢者グループホーム	1施設当たり， 3, 360万円
看護小規模多機能型居宅介護事業所	1施設当たり， 3, 360万円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1施設当たり， 594万円
国基金要領別記1－1の2の(1)に規定する地域密着型サービス等整備助成事業の対象施設を合築し、又は併設する施設等	
・地域密着型の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	1床当たり， 470万4, 000円
・小規模のケアハウス	1床当たり， 470万4, 000円
・小規模多機能型居宅介護事業所	1施設当たり， 3, 528万円
・認知症高齢者グループホーム	1施設当たり， 3, 528万円
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	1施設当たり， 3, 528万円
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1施設当たり， 623万7, 000円

第1号様式（第5条関係）

京都市地域密着型施設整備費補助金交付申請書

(あて先) 京都市長	年　月　日
法人等の所在地	法人等の名称及び代表者の氏名 印 電話　　—

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により、補助金の交付を申請します。	
名　　称	
施　設　種　別	
所　在　地	
費　用　の　総　額	
交　付　申　請　額	
着工予定年月日	
竣工予定年月日	
開設予定年月日	

## 第2号様式（第5条関係）

### 事業計画

#### 1 施設の概要

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 種別
- (4) 事業の目的及び効果
- (5) 設置主体及び運営主体
- (6) 入所（利用）定員

#### 2 施設整備費に係る計画

##### (1) 施設の規模及び構造

ア 敷地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

イ 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）

ウ 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>, 延床面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

（注）既存建物を有効活用して施設整備を実施する場合は、整備前と整備後のそれぞれの建築面積、延床面積を記入すること。

エ 建物の構造 \_\_\_\_\_ 造 \_\_\_\_\_ 階建て

##### (2) 整備費内訳

ア 建築主体工事費 \_\_\_\_\_ 円

イ 解体撤去工事費 \_\_\_\_\_ 円

ウ 造成工事費 \_\_\_\_\_ 円

エ 工事事務費 \_\_\_\_\_ 円

オ 合 計 \_\_\_\_\_ 円

##### (3) 財源内訳

ア 京都市補助金 \_\_\_\_\_ 円

イ 設置者負担金 \_\_\_\_\_ 円

（内訳）自己資金 \_\_\_\_\_ 円

    借入金 \_\_\_\_\_ 円

    寄付金 \_\_\_\_\_ 円

ウ 合 計 \_\_\_\_\_ 円

##### (4) 施工計画

ア 工事請負契約年月日

イ 着工年月日

ウ 竣工年月日

エ 事業開始年月日

第3号様式（第5条関係）

年　月　日

（あて先）京都市長

法人等の所在地

法人等の名称

代表者氏名

印

年度京都市地域密着型施設整備費補助金交付決定前着手届

上記事業について、別記条件を了承の上、下記のとおり交付決定前に着手したいので京都市地域密着型施設整備費補助金交付要綱第5条第2項の規定により届け出ます。

記

1 事業名

2 総事業費 円

3 着手予定年月日 年　月　日

4 終了予定年月日 年　月　日

5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 補助金の交付決定を受けるまでの期間に、天災地変等の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業を行う法人等が負担すること。
- 2 補助金の交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 事業の着手から補助金の交付決定を受けるまでの期間内は、当該事業の計画変更を行わないこと。（ただし、第10条第2項に該当する場合を除く）

第4号様式（第6条関係）

京都市指令 第 号  
年 月 日

京都市地域密着型施設整備費補助金交付通知書

様

京 都 市 長  
(担当 )

年 月 日付けで申請がありました京都市地域密着型施設整備費補助金については、京都市補助金等の交付等に関する条例第12条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 交付の可否 交付 不交付（理由）  
2 交付予定額 金 円  
3 支払条件  
4 交付条件

- (1) 事業の内容のうち、次の各号に掲げる事項を変更しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。  
ア 建物の設置場所  
イ 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）  
ウ 建物等の用途
- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (6) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約

の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

- (7) この補助金と重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。
- (8) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (9) 市長の承認を受けて財産を処分する場合は、「厚生労働省所管一般会計補助金に係る財産処分承認基準」が定める財産処分納付金の額を直ちに返還すること。
- (10) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を本市に納付させることがある。

#### (教示)

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第5号様式（第10条関係）

京都市地域密着型施設整備費補助金変更承認申請書

(あて先) 京都市長	年 月 日
法人等の所在地	法人等の名称及び代表者の氏名
	印
	電話 一

京都市補助金等の交付等に関する条例第11条の規定により、補助金の交付申請について以下のとおり変更します。

変更前	変更後

第6号様式（第11条関係）

京都市地域密着型施設整備費補助金事業実績報告書

(あて先) 京都市長	年　月　日
法人等の所在地	法人等の名称及び代表者の氏名 印 電話　　—

京都市補助金等の交付等に関する条例第18条の規定により、事業実績を報告します。	
名　　称	
施　設　種　別	
所　在　地	
費　用　の　総　額	
交　付　申　請　額	
着　工　年　月　日	
竣　工　年　月　日	
開　設　年　月　日	

(注) 工事契約金額報告書（別紙1）を添付すること。

## 第7号様式（第11条関係）

### 事業報告

#### 1 施設の概要

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 種別
- (4) 設置主体及び運営主体
- (5) 入所（利用）定員

#### 2 施設整備費に係る事業内容

##### (1) 施設の規模及び構造

ア 敷地面積 \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

イ 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収地の別）

ウ 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>, 延床面積 \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

（注）既存建物を有効活用して施設整備を実施した場合は、整備前と整備後のそれぞれの建築面積、延床面積を記入すること。

エ 建物の構造 \_\_\_\_\_造\_\_\_\_\_階建て

##### (2) 整備費内訳

ア 建築主体工事費 \_\_\_\_\_円

イ 解体撤去工事費 \_\_\_\_\_円

ウ 造成工事費 \_\_\_\_\_円

エ 工事事務費 \_\_\_\_\_円

オ 合 計 \_\_\_\_\_円

##### (3) 財源内訳

ア 京都市補助金 \_\_\_\_\_円

イ 設置者負担金 \_\_\_\_\_円

（内訳）自己資金 \_\_\_\_\_円

　　借入金 \_\_\_\_\_円

　　寄付金 \_\_\_\_\_円

ウ 合 計 \_\_\_\_\_円

##### (4) 施工期間

ア 工事請負契約年月日

イ 着工年月日

ウ 竣工年月日

エ 事業開始年月日

別紙1

年　月　日

(あて先) 京都市長

○○○○法人 ○○○○  
理事長 ○○○○  
施工業者 (設計監理業者)  
株式会社 △△△△  
代表取締役 △△△△

### 工事契約金額報告書

発注者(委託者) ○○○○法人○○○○と請負者(受託者) 株式会社△△△△は、□□□  
□施設建設工事に係る工事請負契約(設計監理業務委託契約)を次のとおり締結し施工する  
とともに、補助金についてもこれに基づいて算定したことを報告します。

	契約年月日	金額
当初○○工事請負契約	年　月　日	金　円
○○変更(追加)契約	年　月　日	金　円
	年　月　日	金　円
設計監理業務委託契約	年　月　日	金　円
	年　月　日	金　円

第8号様式（第12条関係）

京都市指令 第 号  
年 月 日

京都市地域密着型施設整備費補助金交付額確定通知書

様

京 都 市 長  
(担当 )

年 月 日付け京都市指令 第 号で交付決定した京都市地域密着型施設整備費補助金については、 年 月 日付けで提出された事業実績報告に基づき、 下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

記

交付確定額 金 円

(教示)

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第9号様式（第13条関係）

年　月　日

(あて先) 京都市長

法人等の所在地

法人等の名称

代表者の氏名

印

年度京都市地域密着型施設整備費補助金に係る消費税及び  
地方消費税の額の確定に伴う報告書

年　月　日付け京都市指令　第　号で交付決定した上記補助事業に関する　年度消費税及び地方消費税の額について下記のとおり確定しましたので、京都市地域密着型施設整備費補助金交付要綱第13条の規定により、報告します。

記

1　名称

2　所在地

3　補助金額(市長が確定通知書により通知した額)

円

4　消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還額）

円

注　別紙として積算の内訳等、4の金額がわかるものを添付してください。